

自 平成10年1月16日  
至 平成10年1月16日

平成10年第1回  
階上町議会臨時会会議録

階 上 町 議 会



平成10年第1回階上町議会臨時会議録 (第1号)

招集年月日	平成10年1月16日								
招集の場所	階上町議会議場								
開閉会日時	開会	平成10年1月16日 午前10時18分				議長	前田常男		
及び宣告	閉会	平成10年1月16日 午前10時47分				議長	前田常男		
応(不応) ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠 席	議員番号	氏名	出席等別	議員番号	氏名	出席等別	議員番号	氏名	出席等別
	1	松森蒿	○	2	佐京登	○	3	畠中弘實	○
	4	大前典男	○	5	川上太榮助	○	6	桑原一夫	○
	7	木村勝彦	○	8	鳴守瑞穂	○	9	阿部敏秋	○
	10	浜谷豊美	○	11	平戸茂雄	○	12	松倉正美	○
	13	巽静子	○	14	荒道鶴造	○	15	大下義雄	○
	16	田端清	○	17	山田昭治	○	18	前田常男	○
	会議録署名議員		4番	大前典男		5番	川上太榮助		
	職務のため議場に出席 した者の職氏名		議会事務局長	高橋信一		総務課長補佐	中村豊志		
			庶務係長	田中昇					
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	町長		正部家佑介	助役		中村禮一郎			
	収入役			教育長					
	総務課長		浜谷政己	企画課長		上沢寿勝			
	税務課長			保健課長		三上孝八			
	農林課長			建設課長					
	町民課長			水産商工課長		桑原定男			
	中央保育所長			出納室長					
	教育次長			学務課長					
	社会教育課長			体育課長					
	給食センター所長			農委事務局長					
	診療所事務長		三上孝八	企画課長補佐		澤田敏男			
	代表監査委員								

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

-----会議の経過-----

- 開会・議長  
(前田 常男君) ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、これより平成10年第1回階上町議会臨時会を開会いたします。
- 開議・議長  
(前田 常男君) 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。
- 議長  
(前田 常男君) この際、去る12月14日に行われました、階上町議会議員補欠選挙において、当選されました松森 蒼君をご紹介いたします。  
(松森 蒼君、自席で起立の上、一礼をして着席をした)
- 議長  
(前田 常男君) 日程第1、議席の一部変更の件を議題といたします。  
今回、階上町議会議員補欠選挙により、議席の一部を変更いたしたいと思います。その議席番号及び氏名を職員に朗読いたさせます。
- 事務局長  
(高橋 信一君) それでは、議席番号及び氏名を朗読いたします。  
2番 佐京 登議員、3番 畑中弘實議員、4番 大前典男議員、5番 川上太榮助議員、6番 桑原一夫議員、7番 木村勝彦議員、8番 嵐守瑞穂議員、9番 阿部敏秋議員、10番 浜谷豊美議員、11番 平戸茂雄議員、12番 松倉正美議員、13番 異 静子議員、14番 荒道鶴造議員、15番 大下義雄議員、16番 田端 清議員、17番 山田昭治議員。  
以上のとおりでございます。
- 議長  
(前田 常男君) おはかりいたします。  
ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
ご異議なしと認めます。  
よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決しました。  
それでは、ただいま決定いたしました議席に、それぞれお着きをお願いいたします  
(新しい名札を立てて、議席の移動とした)

議長

(前田 常男君)

日程第2、松森 蒼君の議席の指定を行います。

今回当選になりました、松森 蒼君の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、議席番号1番に指定いたします。

議長

(前田 常男君)

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、4番 大前典男君、5番 川上太榮助君、両君を指名いたします。

議長

(前田 常男君)

日程第4、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日一日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、一日間と決しました。

議長

(前田 常男君)

日程第5、常任委員の選任を行います。

おはかりいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、産業経済常任委員に松森 蒼君を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、松森 蒼君を産業経済常任委員に選任することに決しました。

議長

(前田 常男君)

この際、日程第7、報告第1号 専決処分事項の報告についてから、日程第17、議案第10号 階上町収入役の選任について同意を求める件までの11件を、一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

階上町長 正部家佑介君。

町長

(正部家佑介君)

平成10年第1回階上町議会臨時会を開催するにあたり、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

報告第1号 専決処分事項の報告についてご説明申し上げます。

本案は、鳥屋部地区住宅団地造成工事の変更契約であります。

住宅団地内の公園施設整備に係る遊具並びに宅地内給水施設の止水弁を追加するものであります。

当初契約金額9千135万円を、変更契約金額9千543万2千400円とし、408万2千400円の増額であります。

議案第1号 専決処分事項について承認を求める件についてご説明申し上げます。

本案は、階上町職員の給与に関する条例の一部改正について専決したものであります。

国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額及び扶養手当、宿日直手当、期末手当の額の改定と条文整理のため、専決処分しました。その承認を求めるため、提案するものであります。

議案第2号 専決処分事項について承認を求める件についてご説明申し上げます。

本案は、平成9年度階上町一般会計補正予算第5号であります。

既定の額に、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億122万9千円としたものであります。

それでは、第1表の歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

まず歳入でありますが、国庫支出金13万3千円、県支出金6万7千円をそれぞれ追加補正したものであります。

次に歳出でありますが、職員の給与費を各款にわたって補正しましたがこれは、さきに、人事院が平成9年度国家公務員の給与改定を勧告したことに伴い、町職員の給与改定に要する経費について所要額を計上したこと、職員の配置換えに係る経費を調整したものであります。

諸支出金については、光のふるさと創造事業基金積立金4千200万円を積立したものであります。

予備費は、91万2千円を追加して940万8千円といたしました。

議案第3号 専決処分事項について承認を求める件についてご説明申し上げます。

本案は、平成9年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第4号であります。

既定の歳出予算の補正をしたものであります。

総務費に、人事院による平成9年度国家公務員の給与改定を勧告したことに伴い、国民健康保険直営診療所職員の給与改定に要する経費、96万7千円を追加補正し、予備費から96万7千円を減額補正したものであります。

議案第4号 専決処分事項について承認を求める件についてご説明申し上げます。

本案は、平成9年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第4号であります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ198万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1千655万6千円としたものであります。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金198万1千円を減額したものであります。

歳出につきましては、職員の給与等合わせて198万1千円を減額補正したものであります。

議案第5号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、町議会議員の3月の支給に係る期末手当の支給割合を改めるため、提案するものであります。

議案第6号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、町長等の平成10年3月の支給に係る期末手当の支給割合の特例を定めるため提案するものであります。

議案第7号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、階上町教育長の平成10年3月の支給に係る期末手当の支給割合の特例を定めるため、提案するものであります。

議案第8号 平成9年度階上町一般会計補正予算第6号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から1千212万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を57億8千910万5千円とするものであります。

それでは、第1表の歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず歳入ですが、県支出金は、漁業集落環境整備事業費補助金802万4千円を減額補正するものであります。

町債は、漁業集落環境整備事業債410万円を減額補正するものであります。

次に歳出ですが、農林水産業費は、漁業集落環境整備事業費増減合わせて、1千152万1千円を減額補正するものであります。

予備費は、60万3千円を減額して801万1千円とするものであります。

第2表地方債補正については、漁業集落環境整備事業の限度額に増減が生じましたので、変更するものであります。

議案第9号 平成9年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1千234万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2千890万2千円とするものであります。

それでは、第1表の歳入歳出予算についてご説明申し上げます。

まず歳入でありますが、県支出金802万4千円、一般会計からの繰入金82万2千円、町債350万円を、それぞれ追加補正するものであります。

歳出につきましては、漁業集落環境整備事業費の工事請負費1千234万6千円を追加補正するものであります。

議案第10号 階上町収入役の選任について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町収入役が、平成9年12月27日から欠員となっており、その後任として、伊藤 昭一郎氏を収入役に選任したいので、同意を求めるため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして、概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり御議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長

(前田 常男君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

議長

(前田 常男君)

日程第7、報告第1号 専決処分事項の報告についてはお手許に配付したとおりであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、これにて報告の件は終了いたします。

議長

(前田 常男君)

日程第8、議案第1号 専決処分事項について承認を求めるの件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)  
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
討論なしと認めます。

おはかりいたします。  
本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分事項について承認を求めるの件は、承認することに決しました。

議長  
(前田 常君) この際、日程第9、議案第2号 専決処分事項について承認を求めるの件から、日程第11、議案第4号 専決処分事項について承認を求めるまでの件、3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
討論なしと認めます。

おはかりいたします。  
本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 専決処分事項について承認を求めるの件から、議案第4号 専決処分事項について承認を求めるまでの件は、承認することに決しました。

議長  
(前田 常君) この際、日程第12、議案第5号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件から、日程第14、議案第7号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの件、3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
討論なしと認めます。

これより議案第5号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件から、議案第7号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長  
(前田 常男君) この際、日程第15、議案第8号 平成9年度階上町一般会計補正予算の件から、日程第16、議案第9号 平成9年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算までの件、2件を一括議題といたします

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
討論なしと認めます。

これより、議案第8号 平成9年度階上町一般会計補正予算の件から、議案第9号 平成9年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算までの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長  
(前田 常男君) 日程第17、議案第10号 階上町収入役の選任について同意を求める件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、質疑、討論を省略することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております、議案第10号 階上町収入役の選任について同意を求めるの件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 階上町収入役の選任について同意を求める件はこれに同意することに決しました。,

議長

(前田 常男君)

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成10年第1回階上町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前10時47分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

